

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 解除予定の保安林  
土地改良事業計画の適否の決定  
土地改良事業の認可(四件)
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

## 告 示

### 鳥取県告示第二百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字大坂口二〇九五の六

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

### 鳥取県告示第二百六十三号

昭和五十三年一月十九日付けで鳥取市及び河原町から申請のあつた土地改良(円通寺地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年三月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所及び河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十四号

青谷町から申請のあつた町営土地改良(日置谷地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六十五号

船岡町から申請のあつた町営土地改良(上野地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六十六号

大栄町から申請のあつた町営土地改良(向畑地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百六十七号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(鳥河原地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年三月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十三年三月三十日午前十一時三十分から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市弥生町二八五番地 前田よし子

## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、  
及び代表者名 団体名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】

